

【資料 1】

航空機騒音に係る環境基準類型指定

(1) 那覇空港周辺地域

（ 昭和58年 3月28日
告 示 第 2 0 9 号 ）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）の地域の類型ごとにあてはめる地域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県文化環境部環境保全課に備え置き、閲覧に供する。

地域の類型	あ て は め る 地 域
	別表に掲げる地域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域並びに同号に掲げる用途地域の定められていない地域
	別表に掲げる地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

別表

那覇市、糸満市、豊見城村の区域のうち、別図 に表示する実線と汀線に囲まれた地域。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域、港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により定められた分区、自衛隊那覇基地及び空港敷地を除く。

別図省略